

ハレノテラス施設ご利用規約

●使用可能日

1月1日～12月31日（施設状況によってはご利用いただけない場合がございます）

●使用時間

9：00～21：00（それ以外のご利用については別途相談となります）

※大型なものの設営・撤去作業および騒音を伴う作業→5：00～9：00

●出店区画

イベントを開催する場所はハレノテラスが指定する場所に限りません。

●イベント開催料

- イベント開催料には電気代を含みます。
- イベント開催料は指定口座へ振込送金する方法により前払いでお支払いいただきます。

●使用解約

- 申込者側の都合で使用決定申請後の取り消しをされた場合、使用料の全額をキャンセル料として申し受けます。
- 使用者の責めによらない天地異変や不測の事故・災害で当該スペースの仕様が不可能となった場合、基本使用料は全額返還いたします。ただし、そのために生じた損害の賠償はいたしません。天候不順はこれに準じません。（ひだまり広場除く）
- イベント開始2週間以内に使用関係者が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となった場合はいかな理由があっても解約となります。その場合の基本使用料は全額返還いたします。

●使用の制限

- 下記の項目に該当する場合は、受付をいたしません。また承認済み及び使用中であっても中止させて頂く場合があります。また、このために生じた損害の賠償はいたしません。場合によってはキャンセル料、施設使用料をご請求させていただきます。
 1. 公の秩序・風俗を乱す恐れがあると認められる場合
 2. 当方より「使用申込書」を受理後、5日営業日以内にご返送頂けなかった場合
 3. 「使用申込書」の記載に偽りがあった場合
 4. 期限内の入金が行われなかった場合
 5. 使用規定及びハレノテラスの注意に従わない場合
 6. ハレノテラスの建物や付帯設備を遜色・滅失する恐れがある場合

7. 着火性の高い可燃物が使用されている場合
 8. 使用の権利を他に譲渡・転貸した場合
 9. 関係諸官庁から中止命令が出た場合
 10. ハレノテラスの運用上支障があると認められた場合
 11. 大規模地震対策特別措置法により、警戒宣言が発令された場合
 12. 政府より緊急事態宣言が発令された場合
- 商品のサンプリングについては、ハレノテラスの事前承認が必要となります。ハレノテラス内出店各店の販売品目と重複する場合には、お断りする場合があります。詳細はハレノテラス担当者にお問合せください。

●注意事項

- 看板・ポスター・チラシ等の配布・掲示は予めハレノテラスの承認を必要として、所定の場所以外への掲示はご遠慮頂いております。また、終了後は速やかに撤去してください。
- 施設使用中（搬出入時を含む）の人的・物的損害に対する賠償責任は、申込者側の負担となります。
- 使用期間中、責任者は必ず会場内に常駐してください。会場内の管理は申込者側でお願いいたします。盗難事故等についての責任は一切負いませんのでご了承ください
- イベント前後のお客様の整理及び避難誘導は申込者側の責任で行ってください。
- 設営・撤去作業時、イベント開催時等に臨時警備が発生する場合は、申込者側でハレノテラス指定会社へお申し込み頂くか別途実費をご請求させていただきます。
- 使用中に、建物・諸設備・器具・備品等を破損、紛失された場合は、別途実費をご請求させていただきます。
- 原状復帰が原則です。使用後は申込者側において清掃し、ゴミ等は全てお持ち帰りください。また、使用された付帯設備・備品等は所定の収納場所へ戻してください。特に清掃などの必要が生じた場合は、別途特別清掃料をご請求させていただきます。
- 各施設使用にあたっては、館内規則及びハレノテラス担当者の指示を遵守していただきます。

以上